

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、法人税の課税状況、法人数及び法人所得金額、法人の設立・解散等の状況、並びに会社標本調査結果（抜粋）から成っており、全数調査若しくは標本調査の方法で調査、集計したものである。

会社標本調査は、内国普通法人のうち活動中の会社等（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、協業組合）、相互会社、医療法人及び企業組合について法人数、営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について、標本調査の方法で調査、集計したものである。

2 用語の定義

(1) 法人の種類及び課税の範囲

内国法人……国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

公共法人……………法人税法別表第一に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。
(例、国民金融公庫、住宅金融公庫、地方公共団体、日本道路公団、日本放送協会、日本貿易振興会)

公益法人等……………法人税法別表第二に該当する法人＝その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。(例、宇宙開発事業団、小型自動車競走会、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、商工会議所、農業共済組合)

協同組合等……………法人税法別表第三に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。(例、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合)

人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。

普通法人……………上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。

外国法人……内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。

(2) 事業年度……法人の決算期間のことをいう。通常、年1回決算（決算期間12か月）の法人と、年2回決算（決算期間6か月）の法人がある。

(3) 資本金……事業年度末（年2回決算の会社では下期の決算期）の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

3 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目										調査方法
		法人 数	事業 年度 数	所得 (利益) 金額	欠損 金額	営業 収入 金額	資本 金 額	支 払 配 当	留 保 金 額	交 際 費 等	税 額	
4-1 課税状況												全数調査
(1) 現事業年度分の課税状況	法人の種類別		○	○							○	
(2) 既往事業年度分の課税状況	〃		○	○							○	
(3) 税務署別課税状況			○	○							○	
4-2 法人数及び法人所得金額												
(1) 法人数及び法人所得金額	法人の種類別	○	○	○	○							
(2) 税務署別法人数	〃	○										
4-3 普通法人数												
(1) 決算期別普通法人数	資本金階級別	○	○	○	○							
(2) 業種別普通法人数	〃	○	○	○	○							
(3) 県別普通法人数	業種別	○		○	○							全数調査
(4) 税務署別普通法人数	資本金階級別	○	○	○	○							
4-4 法人の設立・解散等の状況												
(1) 所管別法人の設立・解散等の状況	税務署・調査課所管別	○										
(2) 税務署別法人の設立・解散等の状況	増・減理由別	○										
4-5 累年比較												
(1) 法人数、所得金額及び税額の累年比較		○	○	○							○	
(2) 普通法人数（資本金階級別）の累年比較	資本金階級別	○										
(3) 協同組合等法人数の累年比較		○										
4-6 会社標本調査結果（抜粋）												標本調査
(1) 総括表	資本金階級別・業種別	○		○	○	○	○				○	
(2) 利益計上法人の状況	所得階級別	○		○								
(3) 益金処分の内容	資本金階級別・業種別							○	○		○	
(4) 交際費、寄付金及び減価償却費	〃									○		
(5) 貸倒引当金、賞与引当金及び退職給与引当金	〃	○										
(6) 営業収入及び所得率	〃			○		○						